

令和7年度第7回香川地方最低賃金審議会議事録

令和7年10月29日（水）
香川労働局第1会議室

出席者 公益代表委員 岡崎、籠池、高塚、平野※
労働者代表委員 川染、立石、土田、中村
使用者代表委員 井出、白石、棚次、檜垣

（※：オンラインによる出席）

議題（1）香川県特定（船舶、電気）最低賃金額改正の審議について
(2) その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和7年度第7回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本審議会は、参考とオンラインの同時開催となっております。

初めに委員の交代についてお知らせいたします。

三屋委員の辞任に伴い令和7年10月20日付で本審委員に林委員が任命されました。

また、本日は、元木委員、林委員、奥田委員が欠席されておりますが、11名の委員に参考していただきますとともに、1名の委員にオンラインで出席していただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しております。

失礼いたしました。白石委員が、出席されておりませんが、午前中に予定があり、少し遅れるようです。それで、今現在におきまして11名ということです。10名の方に参考いただきますとともに、1名の方にオンラインで出席していただいているということで訂正させていただきます。

なお、本日は傍聴人はおりません。

それでは、籠池会長、議事の進行をお願いいたします。

すみません。平野委員、音声聞こえますでしょうか。よろしくお願いします。

○籠池会長

はい。本日の会議次第は、お手元のとおりであります。会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、議題（1）の「香川県特定（船舶、電気）最低賃金額改正の審議について」であります。

事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

本年度の香川県特定最低賃金の改正決定等につきましてご説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

資料 No. 4 が「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の答申文写し、資料 No. 2 が、「船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金」専門部会報告書写し、資料 No. 3 が「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」専門部会報告書写しです。

まず、資料 No. 4 を御覧ください。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金につきましては、10月7日開催の第3回専門部会において、改定額1,158円、引上げ額66円、引上げ率6.04%、全会一致での結審となり、審議会令第6条5項を適用し答申を受けました。

改正発効日は12月15日を予定しております。

次に、資料 No. 2 を御覧ください。

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金についてです。

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金につきましては、8月18日に諮問を行って以降、9月29日、10月8日、10月15日と3回の専門部会を開催しました。

最終的に労側がプラス74円、使側がプラス63円の金額が提示されましたが、これ以上審議を重ねても妥結する金額は見い出せないとして、労使双方の同意の上、公益見解が出されました。

公益見解としては、労使の主張、今年度の香川県最低賃金の引上げ額や、特定（船舶）最低賃金の特性、香川県の他の特定最低賃金の引上げ額などを総合的に勘案し、66円引上げ1,159円が提案されました。

そして、公益案に関し採決の結果、退席2名、反対1名、賛成4名で可決され、10月15日専門部会報告書を資料No.2のとおり作成いたしました。事務局で報告書を説明いたします。

○賃金指導官

それでは、専門部会報告書を読み上げます。

令和7年10月15日

香川地方最低賃金審議会 会長 籠池信宏 殿

香川地方最低賃金審議会 香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会 部会長 籠池信宏

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
当専門部会は、令和7年8月18日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は。

○賃金室長

ここから白石委員に、席に着いて参加していただきます。

○賃金指導官

読み上げを続けます。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。委員の方のお名前については読み上げを省略いたします。

続きまして、別紙です。

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,159円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

以上です。

○籠池会長

ありがとうございました。

先ほど事務局より説明のありましたとおり、ただいまの報告は、専門部会において意見の一致が得られなかつたことから、公益代表委員が公益案を示し、専門部会の過半数の賛成を得て、部会報告としたものであります。

この部会報告について本日はご審議いただき、この部会報告により答申としてとりまとめたいというふうに考えております。

それでは、労使各側の専門部会委員から、それぞれ部会報告についてのご意見をお願いしたいと思います。

まず、労働者側の専門部会委員、お願ひいたします。

○立石委員

はい。船舶の方は、私どもも公益側が提示していただいた額に対して、まさに最低賃金と同じ額の 66 円に対して賛成の立場で、当日はマルを付けました。ただ、やはり産業としても魅力あるものとしていくためには、今後こういった金額が上がっていくことは、産業界、そして私たち働く者は同じ考え方であります。また春季生活闘争におけるその反映もありますので、是非ともこういった額で、労使が合意できるよう、よろしくお願ひしたいと考えております。

以上でございます。

○籠池会長

次に使用者側の専門部会委員の方でご意見をお願いいたします。

○檜垣委員

はい。それでは、檜垣の方から発表させていただきたいと思います。特定賃金審議会の採決の時、退席を述べたんですけど、結審される金額より、むしろ会議のあり方に疑問を感じて、その時は退席をしました。というのは、特定賃金審議会は、その業界の状態を把握し、これに基づき議論し、金額を決定すべきものと考えております。本年の県最賃プラス 66 円は、香川県はBランクでもCランクに近いBランクであるので、Cランクの目安 64 円にプラス 2 円を足して 66 円にしました。香川県の船舶にとって船舶特賃が他県と比較して今現在、去年までは最高レベルにあること、並びに県最賃と特賃の差がプラス 123 円であり、船舶の特賃のある岡山県はプラス 112 円、愛媛県はプラス 114 円、広島はプラス 60 円となっております。こういうことで、また、県最賃のAランクに所属する県は目

安のとおりプラス 63 円で、今年は決定しておりますので、香川県船舶の特賃は目安の 63 円で考えたらどうかということを、公使会議で提案させていただきました。

このように、香川県の船舶業界の状況を照らし合わせながら、数字を議論すべきと考えております。単に時流という理由だけで、県最賃と同じプラス 66 円で結審されるのであれば、船舶の特賃会議をそもそも開催する必要があるのかを疑問に感じております。のことにより、特定最賃の会議のあり方に疑問を感じ、結審時退席させていただきました。また、最終の全体会議で次の 3 点を提案させていただきました。1 つ目は、こういう場を持ってほしいという諮問があれば、集まって議論する。でも、最終的に多数決で決めるというのならば、諮問された時に断るという選択肢もあってしかるべきではないかと思っております。また、諮問するときの根拠を求めることができるとか、そういうことを是非、今後検討していただきたいと思っております。2 つ目は、議論がかみ合わないということがあるのであれば、最低賃金の決め方が今のままでいいのか、もう少しロジカルに決められるよう、ロジカルに話し合えるような考え方を決めていただきたいと思っております。また、3 つ目として、公使会議で公益委員からも出ましたが、そもそも特定賃金のあり方はどういうものかを議論する場を設置するよう検討してほしいです。以上 3 点をご提案しますので、是非とも香川労働局並びに香川地方最低賃金審議会でご検討のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○籠池会長

はい。ありがとうございました。本審の委員の方から、他にご意見、ご質問等はございますか。

○立石委員

先ほどのご意見だと思うんですけども、これに対して私どもも真摯にこれまで地賃そして船舶に取り組み、議論してきました。本当にここ数年、額の方が高止まってきているというふうな感覚的にはあるんです。過去は 2 円、1 円とか 10 円とかですけども、ここに来てやはり物価上昇とか、それに対する人件費もやっぱり上げていかないと生活は成り立たないよということで、20 円、30 円、40 円、50 円、60 円というふうに引き上がってきましたような流れになってきています。私どもとしても、働く労働者の位置づけの位置から考えても、今の 60 円以上の金額についても、まだまだ物価上昇に追いついていないというのが実感なところであります。ですので、思いはもっともっと上げたいということで、地賃では退出させていただきました。もうこれ、苦渋の判断でございました。本来ですと、バ

ツをつけて、きっちりと意思表明したかったんですけども、できなかった。そういうことに対して、今回、船舶のところも本来ですと、やっぱり地賃以上、66 円以上上げたかったんですけども、66 円ということで、先生の判断に対してマルを付けましたけれども、今後、やっぱりこういった労使がかけ離れた位置で乖離が進む中で、来年度も進むっていうのは、本当に論議としてどうなかつていうことは、我々もそう思っています。例えば、高知県でありましたけれども、県内でこれから引上げ額の検討もできているということを聞いております。最低賃金が 952 円のところを 71 円引き上げて、1,023 円が高知の金額です。もうこれが全国最低ラインですよね。もうすぐそこに高知が来てます。もう高知では、こういった審議が混乱しないようにセーフティーネットの水準というのを作ったということを聞いております。これは、EU 基準を参考にした中央値の 6 割。ですから、日本の 6 割の賃金を中央値として、それを審議会で決定していっているということを聞いております。今回 71 円、そして来年度は 70 円という計算していくと、70 円を引き上げるということになっております。となってくると、香川の目安が来年 60 円だとします。すると、必然的に高知は 70 円に引き上がります。ということで、目安でなくて、やはりそういうふうなセーフティーネット水準というのも、やはり香川としてもやっていかないと、労使が合意できるラインっていうのは、是非とも考えていただきたい。そういうところを検討する場所を是非とも作ってもらいたい。そういうふうなのが私どもの今の、私の気持ちかもしれませんけれども、それをやっていかない限りは、あの目安を軸にして、これがいい、あれがいいってなってくると、乖離がもういつまでたっても收まりがつかないというふうに考えています。先ほど檜垣委員がおっしゃられたとおり、検討できる場、これを是非とも設置していただいて、そのセーフティーネット水準というのを確立していただいて、こうだよね、ああだよねっていうことで労使が納得できる水準っていうのを確立していただければ、今後ともですね、スムーズな最低賃金の審議が前に進むのではないかというふうに思っております。是非とも産業の中で働く特賃につきましても、そういう議論が、もうこんなの必要ないというのではなくて、議論をした上で、セーフティーネット水準を境にして、こうだ、ああだっていうところを決めていただいて、労使が納得できる水準を作り上げていただいて、是非ともですね、進めるべき道っていうのは、やっぱり労働者のためでもありますし、そのセーフティーネット水準が全国最下位とか、特賃はここは高いんだ、ここは低いんだというんじやなくて、そういう論議が、うちの判断は間違いないんだというふうな、自信の持てるような水準を作り上げていく検討の場を是非とも作っていただきたいと思ってます。本心としては、そこに私どもはあります。

以上でございます。

○籠池会長

はい。貴重なご意見をありがとうございました。他に委員の方からご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

○籠池会長

はい。そうしましたら、来年度以降の審議のあり方については、いろいろとご意見があったかと思います。それを踏まえて、来年度以降、審議のあり方を検討する、見直していくということが必要かなと公益の方でも考えております。

それはそれとして、今年度に関しましては、ご意見をいただきましたが、意見の一一致に至りませんでしたので、この後、この船舶については、採決によって取りまとめをしたいと考えております。

あともう1件ですね。電気の改正の件、これがございますので、採決については、この後、電気と船舶合わせて、採決として取りまとめたいと考えておりますが、いかがですかね。この後、今船舶のご意見をいただいた。この後、電気について、さらにご意見いただいた上で、この後で船舶の採決、電気の採決という、こういう順番で進めたいと思いますが、よろしいですかね。

(異議なし)

○籠池会長

はい。そうしましたら、電気について事務局より経過説明をお願いできますか。

○賃金室長

それでは、資料 No. 3 を御覧ください。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきましては、8月18日に諮問を受けて以降、9月29日、10月6日、10月14日、10月20日と4回の専門部会を開催しました。

最終的に労側がプラス84円、使側がプラス55円の金額が提示されましたが、船舶と同様に、これ以上審議を重ねても妥結する金額は見いだせないとして、労使双方の同意の上、公益見解が出されました。

そして公益見解としては、労使の主張、2025春闘の結果、特定（電気）最低賃金の特性などを総合的に勘案し、60円引き上げ1,090円が提案されました。

そして、公益案に関し採決の結果、反対3名、賛成3名で可否同数となり、部会長の賛成で可決され、10月20日専門部会報告書を資料No.3のとおり作成いたしました。事務局で報告書を説明いたします。

○賃金指導官

それでは、専門部会報告書を読み上げます。

令和 7 年 10 月 20 日

香川地方最低賃金審議会 会長 籠池信宏 殿

香川地方最低賃金審議会 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 部会長 元木将道

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 18 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

委員の方のお名前は読み上げを省略いたします。

続いて別紙です。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持

電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,090円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

以上です。

○籠池会長

はい。ありがとうございます。

事務局の説明のとおり、ただいまの報告は、専門部会において意見の一致が得られなかつたことから、公益代表委員が公益案を示し、専門部会の過半数の賛成を得て部会報告としたものであります。

この部会報告についてご審議をいただき、本日、この部会報告により答申としてとりまとめたいと考えております。

それでは、労使各側の専門部会委員からそれぞれ部会報告についてのご意見を頂戴したいと思います。

まず、労働者側の専門部会委員の方でご意見をお願いいたします。

○土田委員

はい。電気につきましては、労側委員の土田より意見を述べさせていただきます。我々、労働者側は、特定最低賃金の意義ということで、地域別最低賃金とは異なつて、18歳以上65歳未満で、特定の業務に従事する基幹的労働者を対象とした制度であり、特に電気は他業種に比べ適用除外される項目が多く、まさに電気産業の基幹的労働者の賃金であることなど、ほか意見書に記述した内容などから、3つの考え方の元に金額を提示してまいりました。その3つの考え方というものが、意見書にも書いてますけども、1つ目は企業の枠を超えた同一価値労働同一賃金の観点から、企業内最低賃金協定を意識した水準を目指す。2つ目が日本の基幹産業である金属産業の労働の価値にふさわしい水準を目指す。3点目は地域別最低賃金に対する水準差の維持・拡大を目指す。この3つです。また、この特定最低賃金制度というのは、正規と非正規の不合理な待遇差の解消において非常

に重要な役割を担っているということから、電機連合が集計をいたしました正規となります県内組織労働者の 18 歳最低賃金労使協定額や、大小を含むすべての構成組織の 18 歳最低賃金労使協定額、春の賃上げ結果を根拠に金額提示を行つてまいりました。最終局面におきまして、その段階、その当時の時点で、電気の特定最低賃金の改正額、他県の状況ですけれども、当該の県の地域別最低賃金の引上げと同額、もしくはそれ以上という状況だったこと。2つ目は香川県の他業種、船舶、機械になりますけれども、地域別最低賃金の引上げ額と同額であること。3つ目が連合香川の方が集計をされた春の賃上げ集計結果のところで、時給制の短時間労働者、契約労働者の方が 67.56 円の引き上げが行われているというデータがあったということ。4点目が電機連合の方が集計した構成組織の春の賃上げ結果集計で、300 人未満の組合の 18 歳における最低賃金労使協定額の平均引上げ額が 12,130 円であり、これを法定労働時間の 173.8 時間で割ると 69.8 円となるということで、規模の小さなところでも組織労働者は 69.8 円の賃上げが行われているということ。この4つの状況に鑑み、3つの理由から電気の特定最低賃金の引き上げも、地域別最低賃金の引上げ額と同額であるべきだという考えをお伝えしました。その3つというのは、まず1点目は県内の他業種船舶、一般機械との額差が拡大をすることと。2つ目が地域別最低賃金との優位性が低下する、額差が縮小してしまうということ。3点目が県内の組織労働者の賃上げ結果より顕著な差が生じてしまうということ。これらの理由から地域別最低賃金と同額であるべきと判断をいたしました。しかしながら、示された引上げ額 60 円といいいますのは、我々の思っている水準には及んでいないという。また、中賃の目安よりも低いということで、我々労働者側の意見をしん酌いただいた金額とは、我々としては受け取れず、思いを示すため、労側 3 名、熟慮をして、苦渋の判断として、反対をしたということです。

以上です。

○籠池会長

はい。ありがとうございました。次に使用者側の専門部会委員にお願いします。

○白石委員

はい。使用者側委員として出席いたしました白石からご説明させていただきます。まず、地方最低賃金はナショナルミニマムという側面がありますので、66 円というのは、理解したところで公益委員案に賛成いたしましたけども、特定最賃は全く違う次元で議論すべきだと考えております。ですから、他県がどうのとか、電気、機械、造船、同じ額である必要もないと考えております。企業の実態、経済の動向によって、それは産業別に違うはずですので、その議論には全く乗れな

いということで、議論をさせていただきました。そこで、香川県内の経済状況、それから景気の動向とかを判断して、各企業が賃上げ交渉に臨んだということで、我々としては最初 2.5%とか、物価上昇率を判断してご提案しましたが、なかなか歩み寄りがなかったので、最終的には連合さんが集計した 5.25%という数字までは考えますということで回答させていただきました。これは、連合という組織が、組織的な活動で勝ち取った金額。組合側からすれば、ご不満があったかもしれませんけども、労使間で合意された数字ということですので、この数字であれば、我々の企業の方も納得していただけるかなということで、プラス 55 円で、あとはもう申し訳ないですけども、公益委員の方の判断にお任せしました。ですから、初めから地方最賃の引上げ額 6.80 パーセントとか 66 円と同額でないといけないという意見には全く相いれません。一からの積み上げだと思っています。

ですから、特定最賃というのは繰り返しになりますけれども、その企業、その業種の、県内での優位性とか、働く人たちへのプレミアムで決めるものでありますので、地方最賃の引上げ額と同額であるという意見には相いれないということです。

ここから、これはまた別の話になりますけれども、地方最賃の決め方と特定最賃の決め方、それから、ものの考え方ですね。もう完全に袋小路に入っています。企業の経営者の方が今日は来られていますので、お話をしますと、人件費というのは来年の収支の中で、非常に大きな部分を占めております。来年の賃上げどうするか、賞与をどれだけ払うかというのは、この辺でとか、この辺の金額がトレンド、世間の風潮かな、みたいなもので決めさせていただくと、社外の取締役からは、それでは合理的でない、納得ができないというふうに言われます。今後の収支の見通しから、人件費全体ではこれこれこういう金額、こういう率だからこれにしますというふうに決めていただかないと、多分、社外の取締役は納得しないと思います。来年の 3 月は特にそういう意見が多く出る。そういう中で企業経営をしておりますので、こういったトレンドだととかという判断で金額を出されると、我々委員も各企業に対して説明ができないということでございます。

ということで、労側の意見とは全く相容れないところに私たちおりますけども、全く正論であると思っておりますので、どつかのタイミングで算式を使って、ある程度の金額を、レンジを決めて出して、その中で議論するというのが一番よろしいかと思います。

高知県の決め方が朝日新聞に載りました、なるほどなと思いました。ただし、この議論に乗る前提として、特に地方最賃ですけども、中央が決める目安額よりも、その算式で出た金額が下回っても、それで合意するという確約をいただけるんであれば、議論に乗ります。ルールを決めたら、絶対それにのっとってほしいということ。

ですから、今回はちょっと時間が足りなかつたと思うんですけど、私としては賃金の専門家などを踏まえたこのメンバー以外に少し拡大して、研究会みたいな形で1、2年議論していただいて、それで、これならみんなが合意するということであればよろしいかと思います。そういう意味では、あの目安額とか他県の順位とか、一切関係のないところで、算式にデータを放り込んで出てきて、ある程度のレンジは必要だと思うんですけど、そこで議論させていただくということで、それが目安額よりも下回っても合意するということが確約されるんであれば、議論に乗りたいと思います。地方最賃の決め方については以上です。

○籠池会長

はい。ありがとうございました。本審の他の委員からのご意見、ご質問は他にございますか。

(意見等なし)

○籠池会長

よろしいですかね。とりあえず、来年度以降の審議のあり方について、主としてご意見いただいたかと思います。この電気に関しては、今年度、今のご意見を拝聴する限りにおいては、労使とも意見の一致に至っていないというふうに判断いたしますので、取りまとめとしては、採決によって答申として取りまとめざるを得ないと、そのような方向性で進めたいと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

(意見等なし)

○籠池会長

そうせざるを得ないです。ありがとうございました。

そうしましたら、この後、船舶、次いで電気、この順番で、採決の手続きを行いたいと思いますが、その前提で、もう特にご意見はよろしいですか。大丈夫ですかね。

そうしましたら、事務局の方で採決の手続きの説明をお願いいたします。

○賃金室長

最低賃金審議会令第5条第3項に基づき、会議に出席した委員のうち、会長を除いた委員の過半数をもって決することとなっています。可否同数のときは、会長の決するところによると規定されています。

現在、会長を除いた出席委員は11名ですので、過半数は6名となります。
以上です。

○籠池会長

はい。そうしましたら、本審議会として、専門部会報告の内容で答申することとしてよろしいかどうかの採決を行いたいと思います。

よろしいですかね。退席はないということで。ありがとうございます。

まず、船舶について採決を行います。専門部会報告内容で答申することとして、よろしいか、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(会場の委員 6 名及びオンラインで出席の委員 1 名が挙手)

○籠池会長

賛成が 7 ですね。

反対の方、挙手をお願いいたします。

(会場の委員 4 名が挙手)

○籠池会長

反対 4 ですね。

賛成が 7 、反対が 4 ということで、専門部会報告内容で答申するということとさせていただきます。

次いで、電気について、採決の手続きをしたいと思います。専門部会報告の内容で答申することについて、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(会場の委員 6 名及びオンラインで出席の委員 1 名が挙手)

○籠池会長

賛成 7 ですね。

反対の方、挙手をお願いいたします。

(会場の委員 4 名が挙手)

○籠池会長

反対が 4 ですね。

はい、ありがとうございます。そうしましたら、賛成が 7 、反対が 4 ということで、出席の過半数の賛成となっておりますので、専門部会の内容をもって、労働局長あてに答申をさせていただくということにいたします。

ありがとうございました。そうしましたら、以上、採決の手続きは終わりましたので、事務局の方で答申文案の作成をお願いいたします。どれぐらいかかりますか。

○賃金室長

10分以内ではできると思います。

○籠池会長

そうしましたら10分休憩ということでお願いいたします。

(休憩)

○籠池会長

もう再開でよろしいですか。

○賃金室長

お願いたします。

○籠池会長

はい。もう皆さんお集まりのようですので、再開させていただきます。

事務局は答申文（案）を配付してください。

(答申文（案）を各委員に配付)

○籠池会長

はい。そうしましたら読み上げをお願いいたします。

○賃金指導官

それでは答申文（案）を読み上げます。

まず、船舶についてです。

令和7年10月29日

香川労働局長 友住弘一郎 殿

香川地方最低賃金審議会 会長 篠池信宏

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年8月18日付け香労発基0818第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙、香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。以下については、先ほど読み上げました報告書の別紙と同じになりますので、読み上げを省略させていただきます。

続いて、電気についてです。

令和7年10月29日

香川労働局長 友住弘一郎 殿
香川地方最低賃金審議会 会長 籠池信宏
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年8月18日付け香労発基0818第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙、香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

こちらについては、先ほど読み上げました報告書の別紙と同じになりますので、読み上げを省略いたします。

以上です。

○籠池会長

はい。ありがとうございました。そうしましたら、ただいまのお手元の答申文案に基づいて労働局長宛て答申したいと考えますが、よろしいですか。

（異議なし）

○籠池会長

はい。ありがとうございました。それでは労働局長宛て答申をいたします。

（籠池会長から船舶答申文及び電気答申文を労働局長へ手交）

○労働局長

承ります。ありがとうございました。委員の皆様もありがとうございました。
ただいま答申をいただきました。ありがとうございました。

私から一言ご挨拶を申し上げます。香川県特定最低賃金につきましては、8月18日に諮問を行いましてから、本日までに各専門部会を機械と船舶ではそれぞれ3回、電気では4回を開催させていただき、熱心にご議論をいただきました。

本日、香川県船舶製造修理業、舶用機関製造業最低賃金及び香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきまして、答申を取りまとめていただいたことに対しまして、改めて深く感謝申し上げる次第でございます。香川県船舶製造修理業、舶用機関製造業最低賃金及び香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきましては、残念ながら全会一致とはなりませんでしたが、今後は所定の手続きを終えた後、速やかに本日の答申の内容に沿って改正決定をさせてい

ただきたいと考えております。そして、香川労働局といたしましては、改正された最低賃金額の周知に努めるとともに、その履行確保に最善を尽くしてまいりたいと考えております。また、本日、各委員より、審議のあり方や、金額審議等に関しまして、様々なご意見をいただいたところでございます。いただきましたご意見につきましては、労働局の方で受け止めをまずさせていただきまして、最低賃金関係法令に定められた原則や、これまで示されてきた審議のあり方等についてなどを踏まえた上で、検討を、それから調整を図りまして、今後、皆様方との調整を図ってまいりたいと考えております。今後とも、この労働行政に対しまして、特段のご支援を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○籠池会長

はい。ありがとうございました。会長としても一言ご挨拶をさせていただきます。

労使各側の委員の皆様方におかれましては、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。ただいまのとおりで、船舶、電気の特定最低賃金につきましては、残念ながら全会一致での答申には至りませんでしたが、その審議の過程においては、非常に傾聴すべき意見、建設的な今後に向けたご意見をいただけたものと、私なりには理解をしております。是非、来年度以降の地賃もそうですけれども、特賃に関しても建設的な議論をさせていただければというふうに考えております。また、その手続きをどう進めていくべきか。そのあり方についても、今後引き続き、事務局も含めて検討させていただければありがたいなと考えております。最後ですが、今年度の香川県特定最低賃金の改正審議について、すべて終了することができましたことについては、厚く御礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

それでは、事務局から何かございますか。

○賃金室長

はい。答申後の事務手続についてご説明いたします。

異議申出公示を本日行いまして、異議申出の締切日は令和7年11月13日（木曜日）で、官報公示は最短で令和7年11月28日（金曜日）、発効日も最短で令和7年12月28日（日曜日）となります。

なお、11月13日（木曜日）までに異議申出がなされた場合につきましては、本審を開催して、当該異議申出についてのご審議をいただくこととなります。

異議申出がなければ、本審は開催いたしません。

以上です。

○籠池会長

ただ今の事務手続き、今後の事務手続きについて、ご意見ご質問等、何かござりますか。

(意見等なし)

○籠池会長

大丈夫ですかね。追加事項で何か連絡事項、事務局の方でありますか。

○賃金室長

この後、事務連絡がありますので、委員の皆さんには残っていただきますようお願ひいたします。

○籠池会長

はい。ありがとうございます。そうしましたら、審議事項はもう以上ということになりますので、以上をもちまして、第7回香川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

——了——